

第20回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録

1 会 議 名 第20回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会

2 開催日時 令和3年8月3日（火）午後1時30分から午後2時50分まで

3 開催場所 一関市役所特別会議室

4 出席者

(1) 委 員 石川隆明委員長、齋藤清壽副委員長、千葉敏紀委員、小野寺愛人委員、鈴木淳委員、菅原幹成委員、村上秀昭委員、千葉晃委員、菅原彰委員

(2) 事務局 小野寺啓事務局次長兼総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、石川勝志総務管理課主任主事
一般財団法人日本環境衛生センター5名（以下、日環センター）

5 議 事

(1) 施設整備基本計画について

① エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

ア 自主基準値について

イ 関連施設について

ウ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の主な仕様等について

② 最終処分場

計画放流水質について

(2) 余熱活用ワーキンググループの検討状況について

6 公開、非公開の別 非公開

7 協議内容

(1) 施設整備基本計画について

事務局 本日は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の自主基準値について、修正した内容の確認をお願いします。大きな修正は、大東清掃センターの硫黄酸化物の自主基準値は、地元団体との協定において、30ppm以下としていることから、新施設の自主基準値も、30ppm以下とする案に修正した。自主基準値の案は、一関市と平泉町の両首長へも本日の案により説明し、了承をいただいた。両首長からは、ダイオキシン類の自主基準値が、現行の大東清掃センターの自主基準値よりも緩くなることについて、誤解のないように説明をすることという意見をいただいた。

また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の関連施設及び主な仕様等については、前回会議でいただいた意見を反映し、修正したので確認をお願いします。

さらに、最終処分場の計画放流水質についても修正した内容の確認をお願いします

る。なお、前回会議までは自主基準値という表現を用いていたが、最終処分場の場合は計画放流水質という表現が一般的であることから修正した。

(資料No.1、2、3、4により説明)

委員 資料No.1の5ページの(6)のダイオキシン類の説明に、「この費用が大きな負担となっている」とあるが、説明の際には、大きな負担とはどのくらいか聞かれるのではないかと思います。

事務局 大東清掃センターは、一関清掃センターと比較すると、処理量は半分であるが、維持費は同程度かかっている状況である。表現も含め検討する。

委員 ダイオキシン類は、岩手中部広域行政組合では $0.05\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 、盛岡・紫波地区環境施設組合では $0.01\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ と厳しい数値となっているが、住民との話し合いによってそのような数値になっているのか。

事務局 それぞれの自治体で、住民との話し合いなどによって定めていると考えている。

委員 (6)のダイオキシン類の説明の「もともと排出基準は～」という段落は、何か参考にしているのか。なかなか理解が難しい。

事務局 環境省のホームページから一部引用して作成したものである。表現について工夫したい。

委員 ダイオキシン類は、 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ であれば健康に対して十分担保されるので、 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ を自主基準値とするというような説明ではないか。

事務局 そのような意味になるよう見直しする。

委員長 本日は自主基準値の数値について、案のとおりでよいか意見を願います。

委員 (6)のダイオキシン類の説明の「もともと排出基準は～」という記載は、ダイオキシン類だけではなく、すべての項目に係るものではないか。

事務局 修正する。

委員 数値については、これでよいのではないか。

委員長 それでは、数値については案のとおりとする。文言については一部見直しして次回協議とする。

委員長 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の自主基準値の対象は、排ガスだけとなっている。騒音や排水、振動などの項目については定めないということで良いか。

日環センター 排ガスは大気汚染防止法、騒音は騒音規制法、振動は振動規制法、悪臭は悪臭防止法に則って、健康に問題がないという基準を設けているので、あえて自主基準値を設ける必要はないが、国内の処理施設では、排ガスについて排出基準より厳しい自主基準値を設けることが一般的である。これは、処理施設からは、一般の工場と同様に騒音、振動、排水も出るが、ごみを焼却することによって、

排ガスが煙突を通じて大気に放出されるところに最大の特徴があるため、そこに着目して排ガスについて自主基準値を定めるという状況になっている。それ以外の騒音、振動などの一般的な項目については、法規制値のみで対応しているという状況である。

委員長 排水はどうか。

日環センター 今回の施設のプラント排水は、循環再利用により無放流の案としており、これまで排水についての議論はほとんどない。排水がある施設は他にも様々あり、一般の工場と横並びの扱いで、水質汚濁防止法若しくは下水道法に則って対応するのが一般的である。

事務局 工場からの排水は無放流であるが、管理棟や敷地内からの排水はある。それら生活排水は、合併浄化槽処理後、放流することとなる。

委員 4ページの(5)の水銀についてが、環境省が定める排出基準値とする場合にも、やはり自主基準値というのか。

事務局 自主基準値を定めないといった表現に修正する。

委員 資料No.2の2ページの⑥リサイクル施設の規模についてだが、現在の計画では28 t /5 hで、今回、20 t /5 hに修正となったが、どのように計算しているのか。廃棄物の総量は減る傾向と思うが、リサイクル率はどのように見込んでいるのか。

事務局 昨年度に中間処理施設の規模を算出した際の資料を基にしている。資源化対象ごみの傾向とすれば、総量は令和9年度に向け少しずつ減っていく。

委員長 資料No.3の3ページの(14)のその他に記載された4つの設備について、これが記載されるに至った背景を説明してほしい。

事務局 これまでの廃棄物施設は廃棄物を適正に処理して安全に処分するという役割であったが、これからの施設は、さらに社会のために何かしらの機能を還元していくという考え方で整備することになっている。例えば、避難所や電源供給については、社会へ還元し貢献できる機能を持たせたいというところであった。冷凍庫については、熊や鹿などの野生動物を捕獲したときに、今の焼却施設では丸ごと焼却ができないため、解体に手間がかかるといった課題があるが、他自治体では、一旦冷凍し、タイミングをみて破碎して焼却しているという事例もあったので、新処理施設でもそのような機能を持たせるとよいのではという考えであった。生ごみ堆肥化設備については、処理方式を決定したときに、資源化率の高い処理方式を付加的に導入できないか検討することとしている。

委員長 (14)のその他の4項目が、(1)から(13)までと横並びではなく、(14)にその他として整理されているのはなぜか。

事務局 オプションと考えていただければと思う。

委員長 4つの中で、現在施設を整備する際に一般的なものはあるか。

日環センター 避難所機能については国でも言っており、検討あるいは既に実現している施設はある。電源供給設備も今後検討されるようになるのではと聞こえてきている。冷凍庫についてはあるのかもしれないが把握はしていない。生ごみ堆肥化設備となると焼却施設とは別な施設になるので、ここでの記載には違和感がある。

委員 上から3つ目まではオプションとして考えてもよいかと思う。生ごみ堆肥化設備は、焼却方式を決定したときに、付加的に検討するとしているものであり、その他の中に一緒ではないのではないか。また、括弧内の記載の「資源化率の高い処理方式であれば堆肥以外でも可。」という表現は、これまで説明してきた表現に合わせたほうが良いのではないか。

事務局 承知した。

委員長 資料No.4について、先ほどの資料No.1の排ガスの自主基準での修正と表現を揃えるところは、同様に修正すること。

(2) 余熱活用ワーキンググループの検討状況について

事務局 第4回の余熱活用ワーキンググループは台風8号による災害対応のため、全グループ員の参集が困難であったことから、4グループ中2グループのみの開催となった。会議時間内ではまとめきれないところもあり、引き続きとりまとめを行っている状況である。残りの2グループは、来週に改めて会議を開催する予定としている。検討結果については、次回の委員会においてお示しする予定である。

(資料なし)

担当課 総務管理課